

オプション取引におけるフレックス限月取引の導入等に伴う
業務規程等の一部改正について

2018年5月11日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、本年6月25日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、オプション取引におけるフレックス限月取引の導入等に伴い、所要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

1. フレックス限月取引の導入

(1) 対象となるオプション取引

- 有価証券オプション取引、日経平均オプション取引、東証株価指数オプション取引及びJPX日経インデックス400オプション取引並びに新たに導入する東証銀行業株価指数オプション取引及び東証REIT指数オプション取引を対象とします。
- 東証銀行業株価指数オプション取引及び東証REIT指数オプション取引については、フレックス限月取引のみを行います。
- 有価証券オプション取引において、当社が指定するオプション対象証券については、通常の限月取引の設定はせずにフレックス限月取引のみを行うことを可能とします。

(備考)

- ・業務規程第10条第1項第2号及び第15条第1項

(2) 限月取引

- 取引参加者からの申請に基づき、有価証券オプション取引については3年先まで、指数オプション取引については5年先までの当社が指定する日を取引最終日とする限月取引を行います。

- ・業務規程第10条第2項第2号及び第15条第2項

(3) 権利行使価格

- 取引参加者からの申請に基づき、当社が指定する権利行使価格を設定します。

- ・業務規程第11条第2項第2号及び第16条第2項

(4) 有価証券オプションの権利行使により成立する取引

- ・ 各銘柄の設定時において予め定めるものは、権利行使により権利行使価格とオプション対象証券の価格との差に基づいて算出される金銭を授受する取引が成立するものとします。
 - ・ 業務規程第3条第3号等

- (5) 指数オプション取引のオプション清算数値
 - ・ 各銘柄の設定時において予め定めるものは、権利行使日における対象指数の最終の数値とします。
 - ・ この場合において、権利行使日は取引最終日の終了する日とします。
 - ・ 業務規程第40条第2項
 - ・ 業務規程第37条第1項

- (6) オプション取引における銘柄
 - ・ フレックス限月取引の導入に伴い、有価証券オプション取引における銘柄とは、オプション対象証券、有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量、権利行使日、権利行使価格及び権利行使により成立する取引の種別を同一とする有価証券プットオプション及び有価証券コールオプションをいうものとします。
 - ・ 業務規程第8条第4項
 - ・ フレックス限月取引の導入に伴い、指数オプション取引における銘柄とは、対象指数、権利行使日、権利行使価格及びオプション清算数値の算出方法の種別を同一とする指数プットオプション及び指数コールオプションをいうものとします。
 - ・ 業務規程第14条第4項

- (7) 取引日
 - ・ 一日の午後3時30分から、その翌日の同時刻に至るまでとします。
 - ・ 業務規程第4条第1号b及びc

- (8) フレックス限月取引の取引
 - a 取引の方法
 - ・ J-NET取引のみを行います。
 - ・ フレックス限月取引に係るJ-NET取引は、フレックス単一銘柄取引及びフレックスコンボ取引とします。
 - (a) フレックス単一銘柄取引
 - ・ J-NET特例の定めるところに従って行う、取引単位以上の数量のフレックス限月取引に係る市場デリバティブ取引をいうものとします。
 - ・ 業務規程第18条第1項
 - ・ J-NET特例第2条第4号
 - (b) フレックスコンボ取引
 - ・ J-NET特例の定めるところに従って行う、2以上1

0以下の数の銘柄に係る売付け及び買付けを同時に行うフレックス限月取引に係る市場デリバティブ取引をいうものとします。

b 取引時間

- フレックス限月取引に係る有価証券オプション取引の取引時間は午前8時20分から午後5時30分までとします。
- フレックス限月取引に係る指数オプション取引の取引時間は午前8時20分から午後8時までとします。

c 制限値幅

- 前日終了時点の理論価格を基準とし、取引最終日までの期間に応じて決定します。

(9) 総取引高等の通知及び公表

- 有価証券オプション取引のフレックス単一銘柄取引又はフレックスコンボ取引に係る通知及び公表は、約定に係る想定元本額が本所の定める金額以上の場合には、翌日（休業日を除く。）に行うものとします。

2. 企業再編等に伴う有価証券オプションの引継ぎ

(1) 有価証券オプションの引継ぎ

- オプション対象証券が企業再編（合併（投資法人の合併を含む）、株式交換、株式移転、会社分割等をいう。以下同じ。）又は投資信託の併合により上場廃止となる場合であって、当該企業再編に係る新設会社（投資法人を含む。以下同じ。）若しくは存続会社（投資法人を含む。以下同じ。）の発行する有価証券又は当該投資信託の併合に伴い発行される有価証券がオプション対象証券であるとき（新たに選定する場合を含む。）は、当該上場廃止となるオプション対象証券に係る有価証券オプションを、当該企業再編に係る新設会社若しくは存続会社の発行する有価証券又は当該投資信託の併合に伴い発行されるオプション対象証券に係る有価証券オプションとして、当社が定めるところにより、引き継ぐことができるものとします。
- 有価証券オプションを引き継ぐ場合において、上場廃止となるオプション対象証券に係る有価証券オプション取引の各銘柄は、当社が定めるところにより、当該企業再編に係る新設会社若しくは存続会社の発行する有価証券

2条第5号

・ J－N E T 特例第4条第1項第6号

・ J－N E T 特例第4条第1項第5号

・ J－N E T 特例第5条第1項及び第2項

・ J－N E T 特例第14条第2項

・ 業務規程第53条第3項

・ 業務規程第53条第4項

又は当該投資信託の併合に伴い発行されるオプション対象証券に係る有価証券オプション取引の銘柄として、有価証券オプション取引を行うものとします。

(2) 引継ぎに係るフレックス限月取引の特別設定

- ・ 引継ぎに係るフレックス限月取引が設定されていない場合には、当該フレックス限月取引の特別設定を行います。

- ・ 業務規程第10条の2

(3) 引継ぎに係る銘柄の特別設定

- ・ 引継ぎに係る銘柄が設定されていない場合には、当該銘柄の特別設定を行います。

- ・ 業務規程第13条第4項

3. 新商品の導入

(1) 東証銀行業指数オプション取引

a 取引対象

- ・ 東証銀行業指数に係る指数プットオプション及び指数コールオプションを取引対象とします。

- ・ 業務規程第14条第2項第4号

b 立会の区分及び取引時間

- ・ J-NE T取引のみを行うフレックス限月取引のみを行うことから、J-NE T特例の規定に従って取引を行います。

- ・ 業務規程第15条第1項第3号

c 限月取引及びその数

- ・ フレックス限月取引のみを行います

- ・ 業務規程第16条第2項第4号

d 権利行使価格及びその数

- ・ フレックス限月取引に係る権利行使価格のみを設定することとします。

e 取引単位及び呼値

(a) 取引換算額

- ・ 10,000円とします。

- ・ 業務規程第14条第3項

(b) 呼値の単位及び制限値幅

- ・ J-NE T特例の規定に従うこととします。

- ・ 業務規程第40条

f オプション清算数値

- ・ 権利行使日（取引最終日の終了する日の翌日（休業日に該当する場合は、順次繰り下げます。）をいいます。）の日中立会終了後に定めるものとし、同日における株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（同日に約定値段がない銘柄については、当社が定める値段）に基づき算出した指数とします。

- ・ 各銘柄の設定時において予め定めるものは、権利行使日における対象指数の最終の数値とし、権利行使日は取引最終日の終了する日とします。
 - g 取引手数料
 - ・ 1取引単位につき、40円とします。
- (2) 東証REIT指数オプション取引
- a 取引対象
 - ・ 東証REIT指数に係る指数プットオプション及び指数コールオプションを取引対象とします。
 - b 立会の区分及び取引時間
 - ・ J-NET取引のみを行うフレックス限月取引のみを行うことから、J-NET特例の規定に従って取引を行うこととします。
 - c 限月取引及びその数
 - ・ フレックス限月取引のみを行うこととします。
 - d 権利行使価格及びその数
 - ・ フレックス限月取引に係る権利行使価格のみを設定することとします。
 - e 取引単位及び呼値
 - (a) 取引換算額
 - ・ 1,000円とします。
 - (b) 呼値の単位及び制限値幅
 - ・ J-NET特例の規定に従うこととします。
 - f オプション清算数値
 - ・ 権利行使日（取引最終日の終了する日の翌日（休業日に該当する場合は、順次繰り下げます。）をいいます。）の日中立会終了後に定めるものとし、同日における株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（同日に約定値段がない銘柄については、当社が定める値段）に基づき算出した指数とします。
 - g 各銘柄の設定時において予め定めるものは、権利行使日における対象指数の最終の数値とし、権利行使日は取引最終日の終了する日とします。

4. その他

- ・ 取引参加者料金等に関する規則別表1
- ・ 業務規程第14条第2項第5号
- ・ 業務規程第15条第1項第3号
- ・ 業務規程第16条第2項第5号
- ・ 業務規程第14条第3項
- ・ 業務規程第40条
- ・ 取引参加者料金等に関する規則別表1

- ・ その他、所要の改正を行うものとします。

(注) 上記の規則名の略称は以下のとおり。

- ・ J-NET市場特例：J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例

III. 施行日

- ・ 2018年6月25日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行します。

以 上